

暫定再任用教員用

公立小中学校暫定再任用教育職員の教員公募について

東京都区市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校（以下「公立小中学校」という。）に勤務する教育職員（主幹教諭、主任教諭、主任養護教諭、教諭、養護教諭）のうち再任用として任用予定の者（以下「暫定再任用教育職員」という）の教員公募について、下記のとおり実施します。

記

1 応募できる教員公募の種類

- （１） 島しょ地区公立小中学校教員公募
- （２） 西多摩地区公立小中学校教員公募
- （３） 区部・市部公立小中学校教員公募

2 応募できる教員公募枠

「3 応募の要件」を満たした暫定再任用教育職員は、各区市町村教育委員会が実施する教員公募の枠のうち、現在勤務している職と同等以下の職の教員公募枠に応募することができます。

なお、現に暫定再任用管理職である者は、降任して申し込むことができます。

3 応募の要件

以下の（１）から（４）までの全てを満たす者

- （１） 現に東京都公立小中学校に勤務する定年退職予定者又は暫定再任用教育職員である者
- （２） 令和８年３月３１日現在６４歳以下の者
- （３） 令和７年度東京都公立学校暫定再任用職員（教育職員）採用選考において「フルタイム勤務」を申し込む者（「暫定再任用短時間職員」及び「定年前再任用短時間勤務職員」を申し込む者は応募の対象外）
- （４） 校長が公募に応募することを認めた者
ただし、校長が応募する場合は、所属する教育委員会が認めた者としします。

4 留意点

- （１） 教員公募が不調又は不合格となった場合は、原則、現任校戻しとなります。
- （２） 教員公募において内定を得ていた場合であっても、暫定再任用職員（教育職員）採用選考に不合格の場合、当該の内定は取り消しとなります。
- （３） 応募用紙は暫定再任用教育職員用を使用し、現在の職層と公募を希望する職層を全て記入してください。

5 その他

教員公募の詳細については、「（教員用）令和７年度（令和８年４月１日異動）公立小中学校教員公募の実施について」を準用します。